

事務連絡  
平成29年12月1日

大臣官房官庁営繕部 整備課特別整備室 課長補佐 殿  
各地方整備局営繕部 整備課長 殿  
設備技術対策官 殿  
技術・評価課長 殿  
北海道開発局営繕部 営繕整備課長 殿  
技術・評価課長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部 営繕課長 殿  
営繕監督保全室長 殿

大臣官房官庁営繕部

整備課	課長補佐（総括担当）
整備課建築技術調整室	課長補佐（施工担当）
設備・環境課	課長補佐（総括担当）

#### 営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保について

建設業の働き方改革においては、適正な工期の確保が重要である。その際、全体の工期の適正化だけでなく、全体の工期を構成する各工程の施工期間の適正化も重要である。

営繕工事では、これまでも適正な工期の確保に取り組んでいるが、工事施工段階における実施工程表の確認事項を明確化することなどにより、各工程の施工期間の適正化を徹底することとした。

今後の営繕工事の実施にあたっては、下記により、後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）に全体の工期のしわ寄せを生じさせないように配慮するなど、工事の各工程の適正な施工期間の確保に努められたい。

記

## 1. 概成工期の設定（工事発注準備段階）

- (1) 設計担当課は、総合試運転調整の期間を適正に確保するため、概成工期<sup>※</sup>を設定し、現場説明書等に特記する。設定に当たっては、（一社）日本建設業連合会が作成した「建築工事適正工期算定プログラム」（最新版）を参考に、適正に設定する。

※ 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

（「公共建築工事標準仕様書」より）

- (2) 対象工事は、平成 29 年 12 月 1 日以降に入札手続きを開始する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びエレベーター設備工事であって、新築に係るものとする。ただし、小規模なものは除く。

## 2. 実施工程表の確認（工事施工段階）

- (1) 各工事の監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認する。

- ① 現場説明書等に概成工期が特記された工事の場合、これが明記されていること。
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること。
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること。
- ④ 特に、建築工事の監督職員においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること。
  - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線の施工期間
  - イ) 屋上設備の施工期間
  - ウ) 総合試運転調整の期間

- (2) 各工事の監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、（1）の内容を再確認する。

- (3) 対象工事は、平成 29 年 12 月 1 日以降に実施工程表が提出される（実施工程表が変更される場合を含む。）工事とする。

## 3. その他

監督職員は、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等、設計変更が必要な場合は、「営繕工事請負工事契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、必要な措置を講じる。